

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）	1
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第六条関係）	40
※港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの	
○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）（附則第七条関係）	43
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第八条関係）	45
○ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）（附則第九条関係）	46

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律		海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
目次		目次
第一章	総則（第一条―第五条）	第一章 総則（第一条―第六条）
第二章	基本方針（第六条）	第二章 基本方針（第七条）
第三章	領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置	第三章 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
第一節	総則（第七条―第九条）	第一節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等（第八条―第十二条）
第二節	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等（第十条―第十五条）	第二節 公募占用計画の認定等（第十三条―第二十二條）
第三節	公募占用計画の認定等（第十六条―第二十六条）	第三節 監督等（第二十三条―第二十六條）
第四節	監督等（第二十七条―第三十条）	第四章 雑則（第二十七条―第三十条）
第四章	排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置	第五章 罰則（第三十一条―第三十六條）
第一節	排他的経済水域における禁止行為（第三十一条）	附則
第二節	海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定（第三十二条）	
第三節	排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等（第三十三條―第三十五條）	
第四節	協議会（第三十六條）	
第五節	排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等（第三十七條―第三十九條）	

第六節 許可事業者の義務等（第四十条―第四十三条）

第七節 雑則（第四十四条―第四十八条）

第五章 雑則（第四十九条―第五十二条）

第六章 罰則（第五十三条―第五十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定めることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した海洋再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する市場取引等により

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した海洋再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する市場取引等により

供給し、又は再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第五項に規定する特定契約により電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し供給する事業をいう。

5 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」とは、我が国の領海及び内水の海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として第十条第一項の規定により指定された区域をいう。

6 この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域をいう。

7 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第三十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

（基本理念）

第三条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

供給し、又は再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第五項に規定する特定契約により電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。第八条第一項第四号において同じ。）に対し供給する事業をいう。

5 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」とは、我が国の領海及び内水の海域のうち第八条第一項の規定により指定された区域をいう。

（新設）

（新設）

（基本理念）

第三条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責

2 国は、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(削る)

(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務)

第五条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に配慮するとともに、国が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第六条 政府は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

務を有する。

2 国は、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(関係地方公共団体の責務)

第五条 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、前条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務)

第六条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に配慮するとともに、国及び関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備の意義及び目標に関する事項
 - 二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する施策に関する基本的な事項
 - 三 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定に関する基本的な事項
 - 四 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項
 - 五 (略)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を図るために必要な事項
- 3
6 (略)

第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節 総則

(関係地方公共団体の責務)

第七条 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、第四条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務)

第八条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、第五条に定

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進の意義及び目標に関する事項
 - 二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に関する基本的な事項
 - 三 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する基本的な事項
 - 四 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項
 - 五 (略)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図るために必要な事項
- 3
6 (略)

第三章 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

(新設)

(新設)

(新設)

めるもののほか、関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第九条 国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等

(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定)

第十条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一五 (略)

六 当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境(以下この号及び第四項において「海洋環境等」という。

一)の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。

七 (略)

二 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該区域の状況を調査するものとする。

三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による調査を行

(新設)

第一節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等

(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定)

第八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一五 (略)

(新設)

六 (略)

二 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域の状況を調査するものとする。

(新設)

つたときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。

4| 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、次条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査（海洋環境等に関する調査をいう。以下この項及び同条において同じ。）の項目ごとに、当該海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。

5| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第一項の規定による指定をしようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6| 前項の規定による公告があつたときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、意見書を提出することができる。

7| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について第十二条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。

8| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めると

（新設）

3| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4| 前項の規定による公告があつたときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

5| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。

6| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めると

ころにより、当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告しなければならない。

9| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を解除し、又はその区域を縮小することができる。

10| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告しなければならない。

(海洋環境等調査方法書の作成等)

第十一条 環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した海洋環境等調査方法書を作成するものとする。

一 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況

二 海洋環境等調査に係る海洋再生可能エネルギー源

三 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由

四 その他環境省令で定める事項

2| 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及び手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見（以下この条において「環境保全意見」という。）を求めるため、環境省令で定めるところにより、海洋環境等調査方法書の案を作成した旨その他環境

ころにより、その旨及び当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を公告しなければならない。

7| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

(新設)

(新設)

省令で定める事項を公告するとともに、当該海洋環境等調査方法書の案を、当該公告の日から一月間（次項及び第四項において「縦覧等期間」という。）、公衆の縦覧に供し、かつ、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、縦覧等期間満了の日までに、海洋環境等調査方法書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

4 海洋環境等調査方法書の案についての環境保全意見の表明は、第二項の規定による公告の日から縦覧等期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、意見書を提出することによりしなければならない。

5 環境大臣は、前項の規定による環境保全意見の表明があつたときは、これに配意しなければならない。

6 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、環境省令で定めるところにより、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、環境保全意見を求めるものとする。この場合において、第四項の規定による環境保全意見の表明があつたときは、同項の期間満了後、当該都道府県知事及び市町村長に対し、その意見書の写しを送付するものとする。

7 環境大臣は、前項前段の規定による環境保全意見の表明があつたときは、これを勘案しなければならない。

8 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴くものとする。

9 環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査方法書並びに第四項又は第七項の規定による環境保

全意見の表明があつた場合に於ては、当該環境保全意見及びこれについての環境大臣の見解をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

10 環境大臣は、第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議するものとする。

第十二条（略）第十五条（略）

第三節 公募占用計画の認定等

（海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等）

第十六条（略）

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等（第九号において「交付対象区分等」という。）
又又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等（同号において「特定調達対象区分等」という。）

二六（略）

七 供給価格（当該海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて供給することができる海洋再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格をいう。以下同じ。）の額の上限額（以下「供給価格上限額」という。）

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項に規定する基準価格（第十九条において「基準価格」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項に規定する調達価格（第十九条において「調達価格」という。）

第九条（略）第十二条（略）

第二節 公募占用計画の認定等

（海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等）

第十三条（略）

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等（第九号において単に「交付対象区分等」という。）
又又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等（同号において単に「特定調達対象区分等」という。）

二六（略）

七 供給価格（当該海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて供給することができる海洋再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格をいう。次条第二項第九号及び第十五条第一項第一号において同じ。）の額の上限額（第六項及び同号において「供給価格上限額」という。）

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項に規定する基準価格（第十六条において単に「基準価格」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項に規定する調達価格（第十六条において単に「調達価格」という。）

（）の額の決定の方法

九 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項に規定する交付期間（第十九条において「交付期間」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項に規定する調達期間（第十九条において「調達期間」という。）

十 十二（略）

十三 第二十条第一項の認定の有効期間
十四 十六（略）

3（略）

4 経済産業大臣は、第二項第一号又は第四号から第十号までに掲げる事項を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項第十五号の評価の基準を定めようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

6・7（略）

8 第一項の場合における再生可能エネルギー電気特別措置法の規定の適用については、再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項中「したものとあるのは「したものと及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十六条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項中「したものとあるのは「したものと及び整備法第十六条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第九条第四項第五号中「又は特定調達対象区分等」とあるのは「若しくは特

（）の額の決定の方法

九 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項に規定する交付期間（第十六条において単に「交付期間」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項に規定する調達期間（第十六条において単に「調達期間」という。）

十 十二（略）

十三 第十七条第一項の認定の有効期間
十四 十六（略）

3（略）

4 経済産業大臣は、第二項第一号又は第四号から第十号までに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項第十五号の評価の基準を定めようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

6・7（略）

8 第一項の場合における再生可能エネルギー電気特別措置法の規定の適用については、再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項中「したものとあるのは「したものと及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項中「したものとあるのは「したものと及び促進法第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第九条第四項第五号中「又は特定調達対象区分等」

定調達対象区分等又は整備法第十六条第一項に規定する公募占用指針において定められた交付対象区分等若しくは特定調達対象区分等」と、同号イ中「又は同条第四項第八号」とあるのは「若しくは同条第四項第八号又は整備法第十六条第二項第十号」と、同号ロ中「こと」とあるのは「こと又は申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画と整合的であること」と、同号ハ中「第七条第七項」とあるのは「第七条第七項又は整備法第十八条第六項」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第四十三条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は整備法」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募占用計画の提出)

第十七条 (略)

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等(第三十二条第八項第一号及び第三十三条第三項第四号において「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)

五 十三 (略)

十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域(政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。)に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

十五・十六 (略)

3 公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、海洋再生可

とあるのは「若しくは特定調達対象区分等又は促進法第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められた交付対象区分等若しくは特定調達対象区分等」と、同号イ中「又は同条第四項第八号」とあるのは「若しくは同条第四項第八号又は促進法第十三条第二項第十号」と、同号ロ中「こと」とあるのは「こと又は申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画と整合的であること」と、同号ハ中「第七条第七項」とあるのは「第七条第七項又は促進法第十五条第六項」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第四十三条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は促進法」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募占用計画の提出)

第十四条 (略)

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 十三 (略)

(新設)

十四・十五 (略)

3 公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、海洋再生可

能エネルギー発電事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができるとができる。

一 (略)

二 港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

4 (略)

(選定事業者の選定)

第十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が第十三条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。

三・四 (略)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第十六条第二項第十五号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。

3 (略)

4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定しようとする場合において、選定しようとする者から提出された公募占用計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、

能エネルギー発電事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができるとができる。

一 (略)

二 港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

4 (略)

(選定事業者の選定)

第十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が第十条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。

三・四 (略)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第十三条第二項第十五号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。

3 (略)

4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定しようとする場合において、選定しようとする者から提出された公募占用計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、

当該事項について港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第三十六条第五項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6
(略)

第十九条・第二十条 (略)

(公募占用計画の変更等)

第二十一条 (略)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の公募占用計画が第十八条第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 (略)

3 第十八条第五項及び前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

4 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用の許可等)

第二十二条 選定事業者は、第二十条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「公募占用計画の認定」という。）を受けたときは、公募占用計画の認定を受けた公募占用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。）に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない。

あらかじめ、当該事項について港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）に協議し、前条第三項第一号に掲げる事項については、その同意を得なければならない。

6
(略)

第十六条・第十七条 (略)

(公募占用計画の変更等)

第十八条 (略)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の公募占用計画が第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 (略)

3 第十五条第五項及び前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

4 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用の許可等)

第十九条 選定事業者は、第十七条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「公募占用計画の認定」という。）を受けたときは、公募占用計画の認定を受けた公募占用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。）に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十三条第一項の許可（同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十四条第三項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該許可を与えなければならない。
- 3 公募占用計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の占用の期間内は、第二十条第二項の促進区域内海域の占用の区域については、第十三条第一項の許可の申請をすることができない。

第二十三条 （略）

（公募占用計画の認定の取消し）

第二十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

（削る）

- 一 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。

- 二 選定事業者が第二十二条第一項の規定に違反したとき。

2 （略）

- 3 第一項の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十三条第一項の許可は、その効力を失う。

（環境影響評価法の特例）

第二十五条 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価

- 2 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十条第一項の許可（同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十一条第三項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該許可を与えなければならない。
- 3 公募占用計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、第十七条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の占用の期間内は、第十七条第二項の促進区域内海域の占用の区域については、第十条第一項の許可の申請をすることができない。

第二十条 （略）

（公募占用計画の認定の取消し）

第二十一条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- 一 選定事業者が第十九条第一項の規定に違反したとき。

- 二 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。

（新設）

2 （略）

- 3 第一項の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十条第一項の許可は、その効力を失う。

（新設）

法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条第一項第一号	第十五条	前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第二十八条、第七條	同条	第六条第一項の地域	整備法第十一条第六項の地域
第二十一条第一項	第十五条	第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見
第二十一条第一項	第十五条	前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第二十八条、第七條	同条	第六条第一項の地域	整備法第十一条第六項の地域
第二十一条第一項	第十五条	第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見
第二十一条第一項	第十五条	前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して

二十九条第一項及び第三十条第一項		
第二十八条	第五条から	第十一条から

(港湾法の特例)

第二十六条 第十七条第三項第一号に掲げる事項が定められた公募
 占用計画が第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により認
 定されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対
 する港湾法第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

2 港湾法第三十八条の二第一項の規定は、選定事業者が第十七条
 第三項第二号に掲げる事項が定められた認定公募占用計画に従つ
 て同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第四節 監督等

第二十七条 (略)

(監督処分)

第二十八条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の
 行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この条にお
 いて「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事そ
 の他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害
 を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置
 をとること又は原状の回復(第三項及び第九項において「工作物
 等の撤去等」という。)を命ずることができる。

一 偽りその他不正な手段により第十三条第一項の許可を受けた

(港湾法の特例)

第二十二條 第十四条第三項第一号に掲げる事項が定められた公募
 占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定
 されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対す
 る港湾法第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

2 第十四条第三項第二号に掲げる事項が定められた公募占用計画
 が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたと
 きは、港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出
 があつたものとみなす。

第三節 監督等

第二十三条 (略)

(監督処分)

第二十四条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の
 行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この条にお
 いて「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事そ
 の他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害
 を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置
 をとること又は原状の回復(第三項及び第九項において「工作物
 等の撤去等」という。)を命ずることができる。

(新設)

者

二 第十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第十三条第五項の規定により許可に付された条件（次項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反した者

（削る）

四 第十五条の規定に違反した者

2 国土交通大臣は、前項第一号又は第三号に該当する者に対し、第十三条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

3 10 （略）

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第十三条第一項の許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

一 第十条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

二 第十条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第十条第一項の許可を受けた者
四 第十二条の規定に違反した者

2 国土交通大臣は、前項第二号又は第三号に該当する者に対し、第十条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

3 10 （略）

（報告の徴収等）

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第十条第一項の許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4
(略)

(強制徴収)

第三十条 第十三条第六項の規定に基づく占用料若しくは土砂採取料又は第二十八条第九項の規定に基づく負担金(第三項及び第四項において「負担金等」と総称する。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2
4 (略)

第四章

排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節 排他的経済水域における禁止行為

第三十一条 何人も、第三十八条第四項に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備(その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその設置により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)及びその附属設備(海洋法に関する国際連合条約第五十八条1に規定する海底電線を除く。)を設置してはならない。ただし、国又は国からその設置に係る委託を受けた者が行う場合は、この限りでない。

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定

4
(略)

(強制徴収)

第二十六条 第十条第六項の規定に基づく占用料若しくは土砂採取料又は第二十四条第九項の規定に基づく負担金(第三項及び第四項において「負担金等」と総称する。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2
4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十二条 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域

のうち次に掲げる基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと。

三 当該区域の海洋環境の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該区域の状況を調査するものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境に関する情報を収集するための調査を行い、その結果を経済産業大臣に通知するとともに、公表するものとする。

5 経済産業大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第一項の規定による指定をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経

(新設)

7 経済産業大臣に対し、意見書を提出することができる。

8 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするに当たっては、当該指定をする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に、当該次に掲げる事項を併せて定めなければならない。

一 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

二 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

三 供給価格上限額

四 その他募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を長期的、安定的かつ効率的に実施するために必要な事項

五 次条第一項の規定による申請を募集する期間

10 経済産業大臣は、前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

11 経済産業大臣は、第八項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

12 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域並びに当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に、当該定められた第八項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を公告しなければならない。

12 経済産業大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を解除し、又はその区域を縮小することができる。

13 経済産業大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告しなければならない。

14 経済産業大臣は、第八項第五号に掲げる期間の満了後、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域内に第三十四条第三項に規定する仮許可区域又は第三十八条第三項に規定する許可区域でない区域（次条第一項の規定による申請が現にされている区域を除く。以下この項において「未利用区域」という。）がある場合は、当該未利用区域に関し定められた第八項各号に掲げる事項を変更することができる。

15 第九項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十一項中「第一項の規定による指定」とあるのは「第十四項の規定による変更」と、「当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とあるのは「同項の当該未利用区域」と読み替えるものとする。

第三節

排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等

（排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分）

第三十三条 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域におい

（新設）

（新設）

て海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その設置に係る仮の地位を付与する処分を受けることができる。

2| 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた前条第八項第五号に掲げる期間（その期間につき同条第十四項の規定による変更がされたときは、その変更後の期間）内に、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する計画（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画」という。）の案及び区域図の案を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3| 前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域のうち、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域

二| 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域以外の海域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備であつて電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続するためのものを設置する区域

三| 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四| 当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五| 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造

六| 工事の実施方法

七| 工事の時期

八| 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力

九| 供給価格

十| 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法（当該海洋再生可能エネルギー発電設備の付近を航行する船舶及び

航空機に対し注意を喚起するための措置を含む。)

十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項

十二 海洋再生可能エネルギー発電事業をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法

十三 関係漁業者その他の利害関係者との調整を行うための体制及び能力に関する事項

十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域(政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。)に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

十五 資金計画及び収支計画

十六 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項

(仮の地位を付与する処分の基準等)

第三十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請をした者(以下この項及び第三項において「申請者」という。

)(に仮の地位を付与する処分(以下「仮許可」という。)をすることができ。

一 当該申請に係る前条第三項第一号及び第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複していない場合 次に掲げる基準

イ 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし適切なものであること。

(新設)

ロ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。

ハ 申請者に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

ニ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(2) 第四十五条第一項又は第二項の規定により仮許可又は許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

(3) 海洋再生可能エネルギー発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの

二 当該申請に係る前条第三項第一号又は第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複している場合 次に掲げる基準

イ 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から最も適切なものであること。

ロ 前号ロからニまでに掲げる基準

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとするとともに、必要な条件（有効期間を除く。以下この章におい

て同じ。)を付することができる。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該仮許可を受けた者(以下「仮許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該仮許可に係る前条第三項第一号に掲げる区域及び同項第二号に掲げる区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)(以下「仮許可区域」という。)の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならぬ。

(環境影響評価法の特例)

第三十五条 仮許可事業者(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。この条及び次条第二項第三号において同じ。)が当該仮許可(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可)に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可事業者については、環境影響評価法第二章第一節の規定は、適用しない。

第四節 協議会

第三十六条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該仮許可区域を含む海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域ごとに、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(新設)

(新設)

(新設)

一 経済産業大臣及び国土交通大臣	二 農林水産大臣	三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者	四 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める者	三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。	四 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。	五 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の港湾管理者その他の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。	六 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。この場合において、当該結果と仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は区域図の案との間に相違があるときは、仮許可事業者は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は当該区域図の案について当該結果と整合的なものとなるよう必要な措置を講じなければならない。	七 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
------------------	----------	------------------------------------	---	---	---	--	--	---

第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等

(排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可)

第三十七条 仮許可事業者は、当該仮許可区域において海洋再生可

(新設)

(新設)

能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができる。

2| 前項の規定による申請をしようとする仮許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3| 第三十三条第三項の規定は、前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画について準用する。

(許可の基準等)

第三十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。

一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し港湾法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾又はこれと同等の機能を有する港湾として国土交通省令で定めるものを利用することが可能であること。

二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されること。

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び当該区域図が協議会において協議が調つた事項と整合的であること。

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域及びその周辺における航路の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと。

六 海洋再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施され、と見込まれるものであること。

2| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の許可には、排他的経

(新設)

済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、その有効期間を定めるものとともに、必要な条件を付することができる。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、速やかに、前条第一項の規定による申請をした者にその旨を通知するとともに、当該許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）の氏名又は名称、当該許可に係る同条第三項において準用する第三十三条第三項第一号及び第二号に掲げる区域（次項及び第四十四条第五項において「許可区域」という。）の位置及び区域、当該許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4 許可事業者は、当該許可区域（我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。）において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。

（変更の許可等）

第三十九条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を変更しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請をしようとする許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による変更の許可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る変更の許可をすることができる。

- 一 第三十四条第一項第一号に定める基準
- 二 前条第一項各号に掲げる基準

（新設）

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

5 許可事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

第六節 許可事業者の義務等

(許可事業者の義務)

第四十条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第四十六条第二項及び第五項において同じ。）に従つて、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去をしなければならない。

(新設)

(新設)

(設置に関する工事の届出等)

第四十一条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事をするときは、当該工事に着手する日の三十日前までに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事が行われる海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(監督命令)

第四十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の

各号のいずれかに該当するときは、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下この項において「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復（次条第三項において「工作物等の撤去等」という。）を命ずることができる。

一 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。

二 第三十八条第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件（第四十四条第四項又は第四十五条第二項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。

三 第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条（海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分を除く。）、前条第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。

2 第二十八条第三項から第十項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等）

第四十三条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければなら

（新設）

（新設）

	ない。
	一 海洋再生可能エネルギー発電設備が設置（工事中の場合を含む。）されている場合 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期
2	二 前号に掲げる場合以外の場合 当該海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止する旨
	許可事業者は、前項第一号に掲げる場合において、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならぬ。
3	経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四十条の規定に違反して海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事を行った許可事業者（同条の定めるところにより当該工事を行う必要があるにもかかわらず当該工事をしない者を含む。）に対し、工作物等の撤去等を命ずることができる。
4	許可事業者が第二項の確認を受けたとき（第一項第二号に掲げる場合にあつては、同項の届出があつたとき）は、当該許可事業者に係る第三十八条第一項の許可は、その効力を失う。
5	経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項の確認をしたときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備が撤去された海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
6	第二十八条第三項から第十項までの規定は、第三項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものと

する。

第七節 雑則

(地位の承継)

第四十四条 次に掲げる者であつて、仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その地位の承継の認可を受けることができる。

一 仮許可事業者又は許可事業者の一般承継人

二 許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備（当該許可事業者が第三十八条第一項の許可を受けたものに限る。第三項第二号において同じ。）に関する所有権その他の権利を取得した者

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画（仮許可事業者の一般承継人にあつては、その案）を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る認可をすることができる。

一 当該申請をした者（次号及び第五項において「申請者」という。）が仮許可事業者の一般承継人である場合 第三十四条第一項第一号に定める基準

二 申請者が許可事業者の一般承継人又は許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備に関する所有権その他の権利を取得した者である場合 前号に定める基準及び第三十八条第一項各号に掲げる基準

(新設)

(新設)

4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る仮許可又は第三十八条第二項の許可について、第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定めた有効期間（この項の規定により変更されたもの又は次条第一項若しくは第二項の規定により短縮されたものを含む。）を変更し、又は第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項の規定により付した条件又は次条第一項若しくは第二項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。）を取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の認可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該認可を受けた者の氏名又は名称、当該認可をした承継に係る仮許可区域又は許可区域の位置及び区域、当該認可をした承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可の有効期間（前項の規定により有効期間を変更した場合にあつては、その変更後のもの）その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

6 第一項各号に掲げる者は、第三項の認可をされたときに限り、当該認可に係る仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継する。

（仮許可又は許可の取消し等）

第四十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、仮許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

- 一 偽りその他不正な手段により仮許可を受けたとき。
- 二 第三十四条第一項第一号ハ又はニ（2）を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。

（新設）

三 第三十四条第二項の規定により仮許可に付された条件（前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。

四 第三十六条第四項の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 第三十四条第一項第一号ハ又はニ（②を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第三十六条第四項、第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条又は第四十一条第一項の規定に違反したとき。

三 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。

四 第三十八条第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件（前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。

五 正当な理由がないのに、当該許可を受けた日から起算して経済産業省令・国土交通省令で定める期間内に海洋再生可能エネルギー発電事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前二項の規定により仮許可又は許可を取り消したときは、その旨を公示し、これらの規定により仮許可又は許可の有効期間を短縮したときは、短縮後の有効期間を公表しなければならない。

（旧許可事業者等の撤去義務等）

第四十六条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者（以下この条において「旧許可事業者等」という。）は、第四十条（

（新設）

海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分に限る。）、第四十三条第三項及び第六項並びに次条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第六項の確認を受けるまでの間は、なお許可事業者とみなす。	一 許可事業者が第三十八条第一項の許可の有効期間が満了するまでの間に第四十三条第二項の確認を受けなかった場合 当該許可事業者であつた者	二 許可事業者が前条第二項の規定により許可を取り消された場合 当該許可事業者であつた者	三 許可事業者が解散した場合において第四十四条第六項の規定による承継がなかったとき 清算人又は破産管財人	四 許可事業者が死亡した場合において相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により許可事業者が有していた地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第四十四条第六項の規定による承継をしなかったとき 当該相続人	五 許可事業者が死亡した場合において相続人のあることが明らかでないとき 相続人に代わつて相続財産を管理する者	2 前項の場合において、旧許可事業者等は、その海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載された第三十七条第三項において準用する第三十三条第三項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の許可の申請があつたときは、第三十四条第一項第一号イ（第三十二条第八項第四号に係る部分に限る。）及び第三十八条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。	4 旧許可事業者等は、第二項ただし書の規定により経済産業省令
---	--	--	---	---	---	---	--	---------------------------------------

・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

5 前三項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の変更があつた場合における第一項の規定によりみなして適用される第四十条の規定の適用については、同条中「前条第三項又は第五項」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項」と、「第四十六条第二項及び第五項」とあるのは「同条第二項及び第五項」とする。

6 旧許可事業者等は、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第四十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（国際約束の誠実な履行）

（新設）

第四十八条 この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

第五章 雑則

（情報の提供）

第四十九条 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用を促進し、並びに排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用に資するため、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供するものとする。

第五十条 第五十二条 （略）

第六章 罰則

第五十三条 国の職員が、第二十条第一項の認定又は仮許可に関し、その職務に反し、当該認定若しくは当該仮許可を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定若しくは当該仮許可を受けようとする者に当該認定に係る公募（次条において「占用公募」という。）若しくは当該仮許可に係る募集（次条において「設置募集」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該公募又は当該募集の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 偽計又は威力を用いて、占用公募又は設置募集の公正を害すべき行為をしたときは、その違反行為をした者は、三年以

（新設）

第四章 雑則

（情報の提供）

第二十七条 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供するものとする。

第二十八条 第三十条 （略）

第五章 罰則

第三十一条 国の職員が、第十七条第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「占用公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰

下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募又は設置募集につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したときは、その違反行為をした者も、前項と同様とする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をしたとき。

二 第十五条又は第三十一条の規定に違反したとき。

第五十六条 第二十八条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

二 第十二条の規定に違反した者

第三十四条 第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第六条関係）

※港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定） 第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十一年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の三第一項及び第三項において同じ。）の利用に資する施設若しくは工作物（以下この項、第五十五条の二第一項及び第五十五条の二の二第二項において「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。）の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。 2 4 （略）	（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定） 第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の三第一項及び第三項において同じ。）の利用に資する施設若しくは工作物（以下この項、第五十五条の二第一項及び第五十五条の二の二第二項において「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。）の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。 2 4 （略）

(海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条の二 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産(第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であるものに限る。

を第三十七条第一項又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項若しくは第三十八条第一項の許可を受けた者(海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。以下この条及び次条において「許可事業者」という。)に貸し付けることができる。

259 (略)

(水域施設等の建設又は改良)

第五十六条の三 水域(港湾区域、第五十六条第一項及び排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第九条第一項の規定により公告されている水域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を除く。以下この条において同じ。)において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるもの(以下「水域施設等」という。)を建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

(海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条の二 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産(第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であるものに限る。

を第三十七条第一項又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項の許可を受けた者(海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。以下この条及び次条において「許可事業者」という。)に貸し付けることができる。

259 (略)

(水域施設等の建設又は改良)

第五十六条の三 水域(港湾区域、第五十六条第一項及び排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第九条第一項の規定により公告されている水域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を除く。以下この条において同じ。)において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるもの(以下「水域施設等」という。)を建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

2
ゝ
5

(略)

2
ゝ
5

(略)

改正案	現行
（工事の制限等） 第二十二条 保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（第五項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。 24（略） 5 国土交通大臣若しくは港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に規定する工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八条第二項の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二	（工事の制限等） 第二十二条 保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（第五項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。 24（略） 5 国土交通大臣若しくは港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に規定する工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八条第二項の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長）の職権を行い、国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項の規定による協議に応じ、若しくは国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6
(略)

百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長）の職権を行い、国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項の規定による協議に応じ、若しくは国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6
(略)

改 正 案	現 行
（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例） 第百十五条の二十五 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。 2 前項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による通知を受けた国土交通大臣は、同項に規定する促進区域内海域の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。	（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例） 第百十五条の二十五 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。 2 前項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による通知を受けた国土交通大臣は、同項に規定する促進区域内海域の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

○ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（沿岸水産資源開発区域の指定） 第五条（略） 2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（同条第二項に規定する地方港湾で農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものに係るものを除く。）、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（農林水産大臣が経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）については、海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者、港湾法第五十六条第一項の規定により公告された当該水域を管理する都道府県知事、国土交通大臣又は経済産業大臣及び国土交通大臣と協議が調ったときに限り、前項の規定による開発区域の指定をすることができる。 3 6（略）	（沿岸水産資源開発区域の指定） 第五条（略） 2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（同条第二項に規定する地方港湾で農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものに係るものを除く。）、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（農林水産大臣が経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）については、海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者、港湾法第五十六条第一項の規定により公告された当該水域を管理する都道府県知事、国土交通大臣又は経済産業大臣及び国土交通大臣と協議が調ったときに限り、前項の規定による開発区域の指定をすることができる。 3 6（略）